

# 令和4年度 尾張旭市交通基本計画（改訂版）策定業務委託 仕様書

## 第1条 適用範囲

本仕様書は、尾張旭市が行う「尾張旭市交通基本計画（改訂版）策定業務」に適用する。

## 第2条 目的

本市では、令和7年度を目標年次とする交通基本計画を平成25年度に策定しているが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）が令和2年11月に改正されたことに伴い、各市町村の区域内について、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たす地域公共交通計画を作成することが努力義務となった。

また、高齢化の進展、立地適正化計画の策定、三郷駅周辺整備の推進など本市を取り巻く環境が近年大きく変化してきているため、現状の計画内容を見直し、まちづくりの視点やアクションプランの内容を追加する必要性が出てきている。そのため、本業務では、超高齢社会への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減等のため、過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携し適切な役割分担のもと、望ましい都市・地域像の実現を図る観点から、本市を中心として、関係機関・団体等が相互に協力し、都市・地域が抱える多様な課題に対応すべく、交通とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図ることを目的として、交通基本計画の改定を行う。

なお、本計画は、令和2年11月に施行された「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく「地域公共交通計画」及び本市が目指すまちの姿とその実現に必要なハード・ソフト一体となった交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通計画「都市・地域総合交通戦略」に位置づけるものとする。

## 第3条 業務内容

### 【令和4年度】

#### 1. 計画準備

本業務の目的を十分に把握した上で、本業務の内容、実施方針、スケジュール及び実施体制等を記した業務計画書の作成を行う。

#### 2. 上位関連計画の整理

本市の上位計画及び関連計画より、本市が目指す将来都市像やまちづくりの方針等を整理するとともに、本業務が平成25年度に策定した令和7年度を目標年次とする交通基本計画の改訂となることから、引き続き計画的に取り組みを進めるための公共交通分野に係る方針や施策を整理する。また、都市交通を取り巻く最新技術（Maas、自動運転等）や国、県の動向を把握し、本業務の基礎資料とする。

### 3. 地域・交通特性の把握

交通が発生・集中する要因となる人口の集積・分布、主要集客施設の立地状況等の都市機能特性を整理するとともに、自動車・公共交通・自転車・歩行者の各交通に係る交通量や施設整備、サービス提供の現状を整理する。また、最新の中京都市圏パーソントリップ調査等の既往調査等を活用することにより、本市関連交通の特性を整理する。

### 4. 各種ニーズ調査

#### (1) 市民アンケート調査

交通基本計画（改訂版）を策定するにあたり、市民の各交通モードの満足度や改善事項等を把握するため、郵送方式によるアンケート調査を実施する。調査は、市が無作為に抽出した16歳以上の市民2,000人を対象とする。

市は宛名シールの印刷及び発送用封筒の提供を行い、受注者は宛名シール台紙の貼付及び返信用封筒の準備、調査票の作成、印刷、封入、発送を行う。また、調査票の返送先は市宛とするが、未開封のまま受注者が市から回収し、受注者にて回収、集計、分析、とりまとめを行う。なお、調査票の作成、発送、調査票の回収等にかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。調査票の回収率は40%を想定している。

#### (2) バス利用アンケート調査

あさぴー号のバス利用者に対し、利用目的、頻度、乗り継ぎの有無等の利用実態や、サービス項目別の満足度・改善事項等の利用意向を把握するとともに、交通基本計画（改訂版）を策定する上で必要と考えられる調査項目を企画・提案し、アンケート調査票を作成する。

アンケート調査は市が実施・回収を行うものとし、受注者は結果のデータ入力、調査票の作成及び調査結果の集計・分析を行う。なお、調査票は350件程度を想定している。

#### (3) 交通事業者等ヒアリング

地域公共交通の課題抽出、整理に必要な基礎指標を把握することを目的として、運行上の安全面や利用者の声を把握するために交通事業者等へヒアリングを行う。

### 5. 市民懇談会の開催支援

交通基本計画（改訂版）を策定するにあたり、地域における交通の特性、課題等を把握することを目的として市民懇談会を開催する。市民懇談会は3中学校区毎に1回開催するものとし、受注者は開催にあたっての資料作成及び当日の運営支援、開催結果のとりまとめを行うものとする。

### 6. 都市交通の課題整理と対応方針

上記までの調査結果等に基づき、都市形成の過程や交通施設整備の変遷とともに変化する交通需要への対応など、将来都市像を構成する拠点・軸の形成に向けた都市交通の課題を多面的な視点で整理する。

## 7. 地域公共交通会議の運営支援

学識経験者、国、県等関係者、関係団体及び市民等で構成する地域公共交通会議の開催を以下に示す段階で予定する。受注者は、会議資料の作成、当日の運営支援を行う。

第1回 計画策定の目的・計画の概要・策定スケジュール・主な調査内容

第2回 アンケート調査結果、都市交通の課題整理と対応方針

## 8. 庁内検討会議の運営支援

本計画策定に係る意見調整、情報収集等を目的とした庁内検討会議の開催を1回予定する。受注者は、会議資料の作成、当日の運営支援を行う。

## 9. 業務報告書作成

業務で実施した一連の調査・検討過程等を業務報告書としてとりまとめる。

## 10. 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、業務中間時（3回）、成果品納入時の計5回行うことを原則するが、業務実施上に疑義が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議し、その指示に従うものとする。

### 【令和5年度】

#### 1. 交通基本計画（改訂版）案の検討

##### （1）目指す都市交通の将来像、基本方針、基本目標等の設定

尾張旭市が目指す将来都市像に基づき、将来都市像を支援・誘導する都市交通体系の基本方針を整理するとともに、尾張旭市における都市交通の将来像を検討し、市民等にわかりやすいイメージ図やパターン図等で整理する。

また、検討・整理した都市交通の将来像に基づき、交通基本計画（改訂版）の基本目標を設定する。基本目標設定にあたっては、都市交通の将来像との関係性に配慮し、都市交通の将来像を具体的に展開する上での基本的な方向性を定量的に示すものとする。

##### （2）基本目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

交通基本計画（改訂版）の基本目標を達成するために必要な施策・事業の抽出の考え方及びその実施主体等を示すとともに、これら施策・事業の効果的かつ効率的な組み合わせなど、都市交通とまちづくりが連動した施策パッケージ化の必要性を検討する。

##### （3）施策パッケージとアクションプログラムの検討

交通基本計画（改訂版）の基本目標達成に向け必要な施策・事業のパッケージ化（効果的かつ効率的な施策の組み合わせ）を図るとともに、これら施策・事業のプログラム（実施施策の内容・主体・時期）を定めたアクションプログラムを検討・策定する。アクションプログラムで位置づけた施策パッケージまたは個別施策の具体的な内容について図表を用いて整理する。

##### （4）評価及び進行管理方法等の検討

目標の達成状況の評価に関する事項や計画の進行管理方法、管理体制等を定める。

## 2. 交通基本計画（改訂版）のとりまとめ

### （1）交通基本計画（改訂版）（案）の作成

これまでに検討・策定した結果を交通基本計画（改訂版）（案）としてとりまとめる。

### （2）交通基本計画（改訂版）の作成

市が実施したパブリックコメントへの対応を踏まえ、交通基本計画（改訂版）の計画書を作成する。なお、交通基本計画（改訂版）は本編、概要版により構成し、作成にあたっては、市民等にわかりやすく、見やすい構成とする。

## 3. 地域公共交通会議の運営支援

学識経験者、国、県等関係者、関係団体及び市民等で構成する地域公共交通会議の開催を以下に示す段階で開催を予定する。受注者は、会議資料の作成、当日の運営支援を行う。

第1回 目標達成に必要となる施策・事業、尾張旭市交通基本計画（改訂版）（案）

第2回 尾張旭市交通基本計画（改訂版）（案）

第3回 パブリックコメント結果、尾張旭市交通基本計画（改訂版）（案）

## 4. 庁内検討会議の運営支援

本計画策定に係る意見調整、情報収集等を目的とした庁内検討会議の開催を2回予定する。受注者は、会議資料の作成、当日の運営支援を行う。

## 5. パブリックコメントの実施支援

本計画策定に関して、尾張旭市が実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

## 6. 業務報告書作成

業務で実施した一連の調査・検討過程等を業務報告書としてとりまとめる。

## 7. 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時（3回）、成果品納入時の計5回行うことを原則するが、業務実施上に疑義が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議し、その指示に従うものとする。

#### 第4条 成果品の提出

成果品は、次のとおりとし、提出先は尾張旭市都市整備部都市計画課とする。

##### 【令和4年度】

- |  |    |
|--|----|
| 1. 業務報告書   | 2部 |
| 2. 各種ニーズ調査結果報告書                                  | 2部 |
| 3. その他本市監督員が必要と認めたもの                             | 1式 |
| 4. 上記電子データ（CD-R、Word、Excel、pdf、ai、ppt、shape、Jww） | 1式 |

##### 【令和5年度】

- |  |      |
|--|------|
| 1. 業務報告書   | 2部   |
| 2. 尾張旭市交通基本計画（改訂版）【本編】（製本）                       | 100部 |
| 3. 尾張旭市交通基本計画（改訂版）【概要版】                          | 100部 |
| 4. その他本市監督員が必要と認めたもの                             | 1式   |
| 5. 上記電子データ（CD-R、Word、Excel、pdf、ai、ppt、shape、Jww） | 1式   |